

# 整備管理者選任前研修 研修資料

## 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| <b>I. 整備管理者の役割</b>                |    |
| 1. 整備管理者制度の趣旨及び目的                 | 1  |
| 2. 整備管理者の選任を必要とする使用者              | 1  |
| 3. 整備管理者になるために必要な資格               | 2  |
| 4. 整備管理者の法定業務                     | 2  |
| 5. 整備管理規程の必要性                     | 3  |
| 6. 整備管理者の知識・技能の向上と研修              | 3  |
| 7. 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領          | 3  |
| 8. 整備管理者の補助者                      | 6  |
| <b>II. 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容</b> |    |
| 1. 点検・整備の義務、目的及び体系等               | 7  |
| 2. 点検・整備の内容及び項目                   | 8  |
| 3. 日常点検の管理                        | 8  |
| 4. 定期点検の管理                        | 10 |
| <b>III. 車両管理上必要な関係法令</b>          |    |
| 1. 車両法の目的・体系                      | 13 |
| 2. 車両管理上必要な法令等                    | 13 |
| <b>IV. 車両管理の内容</b>                |    |
| 1. 車両管理の義務及び目的                    | 16 |
| 2. 車両管理の内容と実務                     | 16 |
| <b>V. 運転者等に対する指導教育</b>            |    |
| 指導教育を実施するための留意点等                  | 16 |
| <b>VI. 自動車事故に係る報告</b>             |    |
| 車両故障に起因する自動車事故報告について              | 17 |

# I. 整備管理者の役割

## 1. 整備管理者制度の趣旨及び目的

使用者は道路運送車両法（以下「車両法」という。）第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について自主的に注意を払うべきであるものの、使用する自動車の台数が多い場合や、大型バスのような車両構造が特殊な自動車については、使用者自らが点検・整備をすることが困難となる、管理・責任体制が曖昧になるなどのおそれがあります。このため、使用者は整備管理者を選任し、整備の管理を行わせることにより、点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保、環境保全を図ることとされています。

## 2. 整備管理者の選任を必要とする使用者

次に掲げる自動車の使用者は、使用の本拠ごとに整備管理者の選任を行わなければなりません。

なお、自動車の使用の本拠とは、自動車検査証の「使用の本拠の位置」に記載された、営業所の所在地が該当します。

根拠条文（車両法第50条）

（道路運送車両法施行規則第31条の3）

### 使用の本拠ごとに整備管理者の選任が必要となる台数

|       |          |                              |       |
|-------|----------|------------------------------|-------|
| 事業用   | バス       | 乗車定員11人以上                    | 1両以上  |
|       | タクシー     | 乗車定員10人以下※1                  | 5両以上  |
|       | トラック     | 乗車定員10人以下※1                  | 5両以上  |
| 自家用   | バス       | 乗車定員30人以上                    | 1両以上  |
|       | バス       | 乗車定員11人以上29人以下<br>（レンタカーを除く） | 2両以上  |
|       | トラック等    | 車両総重量8t以上で乗車定員10人以下※1        | 5両以上  |
| レンタカー | バス       | 乗車定員11人以上                    | 1両以上  |
|       | トラック等    | 車両総重量8t以上で乗車定員10人以下※1        | 5両以上  |
|       | 乗用・トラック等 | 車両総重量8t未満で乗車定員10人以下※2        | 10両以上 |
| 軽貨物   | トラック     | 貨物軽自動車運送事業用※2                | 10両以上 |

注) ※1及び※2については、他の※各号の車両を含めた台数の合計が表中の台数以上となった場合、整備管理者の選任が必要。

事業用自動車については、整備管理が不十分であることによる事故が少なからず発生していること等から、事業者の責任における整備管理をより徹底するため、自企業外の者を整備管理者として選任することが原則できません。（定期点検の実施等、整備「作業」自体は委託可能です。）

※一定条件を満たし、同一企業内と同等とみなせるグループ企業（会社法で規定されている子会社及び親会社の関係にある企業など。）においては、次の条件を満たす場合例外的に外部委託が可能です。

- ①グループ企業が一体となって安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規程、整備管理規程その他必要な規程類について、一定の要件を満足していること。
- ②外部委託することについて、「被選任者」と「受託者の代表者又は事業場責任者」が同意・承認していること。
- ③整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼職内容及び兼職に係わる事業者事業者間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。

### 3. 整備管理者になるために必要な資格

根拠条文（道路運送車両法施行規則第31条の4）

|   |
|---|
| ① 整備管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上の実務経験を有し、地方運輸局長が行う研修（整備管理者選任前研修）を修了した者<br>「同種類の自動車」とは、「二輪自動車」と「二輪自動車以外の自動車」の2種類をいう。<br>「点検若しくは整備」とは、整備工場等で整備要員として点検整備業務を行った経験をいう。<br>「整備の管理」とは、整備管理者の補助者として車両管理業務を行った経験をいう。 |
| ② 自動車整備士技能検定に合格した者（1級、2級及び3級）   |
| ③ 上記の技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者<br>なお、整備管理者の解任命令を受けたことがある場合は、解任の日から2年を経過していること。   |

整備管理者の整備管理者の資格要件として認められる「自動車整備士技能検定に合格した者」は、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）で定める次の者です。

| 一級整備士      | 二級整備士        | 三級整備士             |
|------------|--------------|-------------------|
| 一級小型自動車整備士 | 二級ガソリン自動車整備士 | 三級自動車シャシ整備士       |
| 一級大型自動車整備士 | 二級ジーゼル自動車整備士 | 三級自動車ガソリン・エンジン整備士 |
| 一級二輪自動車整備士 | 二級自動車シャシ整備士  | 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 |
|            | 二級二輪自動車整備士   | 三級二輪自動車整備士        |

※自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士や旧自動車整備士技能検定規則（昭和24年運輸省令第50号）による自動車ジーゼル機器整備士三級、自動車電送整備士三級などは含みません。

### 4. 整備管理者の法定業務

根拠条文（道路運送車両法施行規則第32条）

|  |
|--|
| ① 日常点検整備（車両法第47条の2第1項及び第2項）に規定する日常点検の実施方法を定めること  |
| ② 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること                       |
| ③ 定期点検整備（車両法第48条第1項）に規定する定期点検を実施すること             |
| ④ 日常点検・定期点検のほか、随時必要な点検を実施すること                    |
| ⑤ 日常点検・定期点検・随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること              |
| ⑥ 定期点検及び⑤の整備の実施計画を定めること                          |
| ⑦ 点検整備記録簿（車両法第49条第1項）その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること    |
| ⑧ 自動車車庫を管理すること                                   |
| ⑨ 上記に掲げる事項（①～⑧）を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること |

その他、整備管理者は、以下の例に示すような能力が要求されます。

- ・法令の理解能力：車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、通達 等
- ・管理能力：日常点検の実施、定期点検整備の計画、車庫の管理 等
- ・事務能力：点検整備記録簿等の処理、使用車両の経済性の検討 等
- ・指導能力：運転者の指導、整備員の指導 等

## 5. 整備管理規程の必要性

整備管理者は、整備管理者の業務内容、地位等を明示することにより自主的な車両管理体制を確立するため、道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第32条第1項各号の事項の執行に係る基準に関する規程（以下「整備管理規程」という。）を策定する必要があります。

整備管理規程には、施行規則第32条第1項各号に掲げる権限に基づく業務が明記されているほか、それに加えて付与する権限等については、使用者の業態等を踏まえ、事業用、自家用の別や、使用車両数等の実情をよく考慮し記載します。また、形式的に記載するだけでなく可能な限り具体的に記述されていることが必要です。

## 6. 整備管理者の知識・技能の向上と研修

近年の自動車の技術進歩や自動車を取り巻く環境の変化は、過去に例がないほど急速なものになっていること等から、それに対応した車両管理が重要です。

このため、整備管理者は、選任されたあとも管理能力の維持・向上や整備管理体制の充実のため知識と技能の研鑽が求められます。

また、自動車運送事業者にあつては、選任している整備管理者に対し地方運輸局長から研修の実施に関する通知があつた時は、整備管理者に当該研修を受けさせなければなりません。

## 7. 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領

自動車の使用者は、整備管理者を選任や変更した場合、その他の届出が必要な事由があつた場合、定められた期間内に、必要事項を記載した届出書に必要な添付書類を添え、営業所等の所在地又は使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由し、地方運輸局長に届け出なければなりません。

根拠条文（車両法第52条）

（施行規則第33条、第66条、第70条）

### ① 整備管理者の選任等の届出を必要とする主な場合

| 届出の事由  | 届出の別 |
|--|------|
| ・整備管理者を新しく選任したとき<br>・営業所（使用の本拠）を新設し整備管理者を選任したとき  | 選任届  |
| ・届出者の氏名又は名称若しくは住所が変わったとき<br>・営業所（使用の本拠）の名称又は住所が変わったとき<br>・事業の種類が変わったとき<br>・人事異動等で整備管理者が変わったとき<br>・整備管理者を増員したとき<br>・整備管理者を減員したとき<br>・整備管理者の氏名が変わったとき（婚姻、養子縁組）<br>・整備管理者の兼職の有無に変更があつたとき<br>（兼職がある場合は、その職名及び職務内容） | 変更届  |
| ・事業を廃止したとき、又は譲渡したとき<br>・営業所（使用の本拠）を廃止したとき、又は選任を必要としなくなったとき   | 廃止届  |

※1. 町名、住居表示等の変更では、上記理由で手続が必要な場合に、併せて行うことが認められています。

※2. 保有車両数が増えたとした場合には届出の必要性は有りませんが、整備管理者選任基準数を下廻った場合には、廃止届出が必要になります。

## ② 届出書に記載しなければならない事項

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別
- (3) 整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置
- (4) 第31条の3各号に掲げる自動車の数
- (5) 整備管理者の氏名及び生年月日
- (6) 第31条の4各号のうち前号の者が該当するもの
- (7) 整備管理者の兼職の有無（兼業がある場合には、その職名及び職務内容）

## ③ 定められた期間等

- 選任届、変更届・・・届出事由の発生の日から15日以内
- 廃止届・・・・・・・・・・届出事由の発生の日から30日以内
- 届出部数・・・・・・・・・・3通（正副2通、届出者控え1通）

## ④ 整備管理者の選任等の届出時の必要書面等

### (1) 外部委託をしない場合

- 整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面  
〈実務経験での選任の場合〉
  - ・「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面  
（当該業務を行っていた事業主の押印又は自筆署名があるもの又は使用証明書）
  - ・上記が提出できない場合には、2年の実務経験を有することがわかる選任後研修の修了を証明する書面等の写し
  - ・選任前研修修了証明書の写し
- 〈整備士資格での選任の場合〉
  - ・自動車整備士技能検定合格証明書の写し
- 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面（被選任者の押印又は自筆署名があるもの）
- 整備管理規程  
〈補助者を選任する場合〉
  - ・補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要。
- 被選任者が、過去2年間のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの）

(2) グループ企業内(委託先と委託元が同一のグループに属する場合)において、整備管理者を外部委託する場合

- 整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面 ((1)に同じ。)
- 外部委託先がグループ企業内であることを証する書面  
(登記簿、営業報告書等及び組織図等)
- 整備管理規程、安全管理規程その他の規程類
  - ・ グループ企業内における外部委託の条件を満足していることを確認。

〈補助者を選任する場合〉

  - ・ 補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要。
- 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面 ((1)に同じ。)
- 委託先の事業主の同意書(押印又は自筆署名のあるもの)
- 適切な車両管理が出来ることを証明する書面(以下のうちから必要に応じて)
  - ・ 委託に係る契約書の写し
  - ・ 兼職の内容及び業務の割合が確認できる書類
  - ・ 兼職に係る事業所間の距離が確認できる書類
- 当該事業者が、過去2年間のうちに、グループ企業内における外部委託に関する条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないことが記載された書面(当該事業者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの)
- 被選任者が、過去2年間のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面 ((1)に同じ。)

(3) 自家用において、整備管理者を外部委託する場合

- 整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面 ((1)に同じ。)
- 整備管理規程  

〈補助者を選任する場合〉

  - ・ 補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要。
- 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面 ((1)に同じ。)
- 委託先の事業主の同意書(押印又は自筆署名のあるもの)
- 適切な車両管理が出来ることを証明する書面(以下の全て)
  - ・ 委託に係る契約書の写し
  - ・ 整備責任者の氏名
- 被選任者が、過去2年間のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面 ((1)に同じ。)

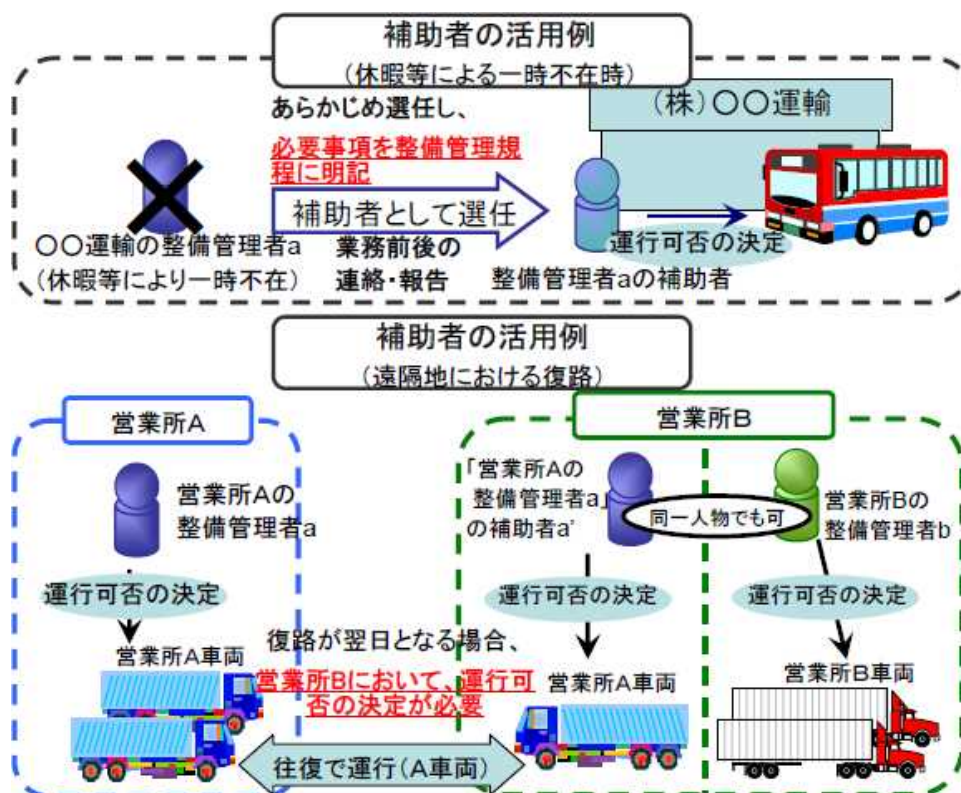
## 8. 整備管理者の補助者

整備管理者は、車両法第50条に基づき、施行規則第32条第1項各号の業務を、原則として自ら執行します。ただし、整備管理者が自ら業務を行うことができない場合は、運行可否の決定、日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務に限り、予め選任された補助者を通じて業務を執行することができます。

この業務の執行に係る基準は、次の条件を満足するものであり、かつ、条件を満足していることが整備管理規程により担保されていることが必要です。

- ① 補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者又は整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者から選任すること。
- ② 補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。
- ③ 整備管理者が、補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行うこと。
- ④ 整備管理者が、業務の執行に必要な情報を補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
- ⑤ 整備管理者が、業務の執行結果について補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

| 教育をしなければならないとき              | 教育の内容   |
|-----------------------------|---|
| (1) 補助者を選任するとき              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備管理規程の内容</li> <li>・整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい。）</li> </ul> |
| (2) 整備管理者選任後研修を受講したとき       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい。）</li> </ul>            |
| (3) 整備管理規程を改正したとき           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正後の整備管理規程の内容</li> </ul>  |
| (4) 行政から情報提供を受けたとき、その他必要なとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政から提供された情報等、必要な内容</li> </ul>   |



## II. 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容

### 1. 点検・整備の義務、目的及び体系等

自動車の使用者には、車両法第47条の2の日常点検整備及び第48条の定期点検整備とあわせ、自動車製作者等の提供する点検及び整備に関する情報等も参考として、自動車の使用状況に応じた点検整備を行い、自動車を保安基準に適合するように維持する義務があります。

#### 根拠条文（車両法第47条）

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならない。

#### 根拠条文（車両法第47条の2）

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

- 2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。
- 3 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

#### 根拠条文（車両法第48条）

自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- (1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3月
  - (2) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 6月
  - (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年
- 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。



## 2. 点検・整備の内容及び項目

日常点検整備及び定期点検整備の内容及び項目は自動車点検基準（以下「点検基準」という。）で定められています。

### ① 日常点検整備

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 事業用自動車、自家用貨物自動車等 | 点検基準 別表第1 |
| 自家用乗用自動車等        | 〃 別表第2    |

### ② 定期点検整備

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 事業用自動車等           | 点検基準 別表第3 |
| 事業用自動車等（被牽（けん）引車） | 〃 別表第4    |
| 自家用貨物自動車等         | 〃 別表第5    |
| 自家用乗用自動車等         | 〃 別表第6    |
| 二輪自動車             | 〃 別表第7    |

## 3. 日常点検の管理

マイカーなどの自家用乗用車は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に日常的に点検すべき事項について、点検を行うことが必要です。

ただし、バス、トラック、レンタカー等については、その使用形態、不具合が発生した場合の影響等により、1日1回の運行前の点検を行わなければならないと定められています。

このような点検を「日常点検」といいます。

日常点検は、必ずしも使用者が実施できない場合もあることから、使用者又は運行する者が点検をすればよいこととなっています。ただし、この点検の結果、点検をした車両に保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態があった場合、必要な整備を行わなければなりません。

日常点検は、技術上の基準（日常点検基準）により実施することとされています。

整備管理者は、日常点検について、使用者に代わり次のことを実施しなければなりません。

#### （1）日常点検の実施要領を定めること

- ・点検箇所、点検方法、点検順序等（※）を定める。
- ・点検場所（使用施設）、点検時期を定める。
- ・実施者とその責任を明らかにする。
- ・点検の結果及びその報告について定めること。

#### （2）日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること

- ・点検結果の処理方法を明確にすること。

#### （3）点検実施の認識及び教育、監督を実施すること

注（※）日常点検の内容及び項目は点検基準で定められている。実施方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）等を参照すること。

### （日常点検基準）

第1条 道路運送車両法第47条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| （1）車両法第48条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車 | 別表第1 |
| （2）車両法第48条第1項第3号に掲げる自動車      | 別表第2 |

別表第1（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）

| 点検箇所                | 点検内容  |
|---------------------|---|
| 1 ブレーキ              | 1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること<br>2 ブレーキの液量が適当であること<br>3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと<br>4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること<br>5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること |
| 2 タイヤ               | 1 タイヤの空気圧が適当であること<br>2 亀裂及び損傷がないこと<br>3 異状な摩耗がないこと<br>4 溝の深さが十分であること（※1）<br>5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと（※2）  |
| 3 バッテリー             | 液量が適当であること（※1）  |
| 4 原動機               | 1 冷却水の量が適当であること（※1）<br>2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと（※1）<br>3 エンジン・オイルの量が適当であること（※1）<br>4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと（※1）<br>5 低速及び加速の状態が適当であること（※1） |
| 5 灯火装置及び方向指示器       | 点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと   |
| 6 ウィンド・ウォッシャー及びワイパー | 1 ウィンド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと（※1）<br>2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと（※1）   |
| 7 エア・タンク            | エア・タンクに凝水がないこと  |
| 8 運行において異状が認められた箇所  | 当該箇所に異状がないこと  |

（注）①（※1）印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

②（※2）印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

別表第2（自家用乗用自動車等の日常点検基準）

| 点検箇所                | 点検内容   |
|---------------------|--|
| 1 ブレーキ              | 1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること<br>2 ブレーキの液量が適当であること<br>3 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること          |
| 2 タイヤ               | 1 タイヤの空気圧が適当であること<br>2 亀裂及び損傷がないこと<br>3 異状な摩耗がないこと<br>4 溝の深さが十分であること                           |
| 3 バッテリー             | 1 液量が適当であること   |
| 4 原動機               | 1 冷却水の量が適当であること<br>2 エンジン・オイルの量が適当であること<br>3 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと<br>4 低速及び加速の状態が適当であること |
| 5 灯火装置及び方向指示器       | 点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと  |
| 6 ウィンド・ウォッシャー及びワイパー | 1 ウィンド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと<br>2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと                                  |
| 7 運行において異状が認められた箇所  | 当該箇所に異状がないこと   |

## 点検時の要点

### ① タイヤの空気圧

- ・ タイヤ・ゲージや点検ハンマーで空気圧をチェックする。空気圧はドアピラー部の標準空気圧プレートを見て調整する。

### ② タイヤの溝の深さ

- ・ タイヤのスリップサイン表示位置（▲位置）の摩耗限度表示を参考にする。なお、高速道路等を走行する場合は残り溝の深さの限度が異なる。

### ③ 冷却水量

- ・ 補給しても短時間で再び減少するときは、冷却系統からの水漏れの恐れがある。
- ・ ラジエーターキャップから冷却水を補給する時は、エンジンが冷えている状態で行う。

### ④ ブレーキ液量

- ・ ブレーキ液量が著しく減っているときは、配管からの漏れが考えられる。
- ・ ブレーキ液の点検及び補給時にゴミ、ホコリ並びに水分等の他の異物が入り込まないように注意する。

### ⑤ エンジン・オイル

- ・ 補給時は、オイル・レベル・ゲージの「MAX」の位置以上にエンジン・オイルを入れないように注意する。
- ・ オイルをこぼさないように注意する。万一こぼした場合にはきれいに清掃する。

### ⑥ バッテリー液量

- ・ 補充時は、「UPPER」レベルを超えないように注意する。

### ⑦ パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ

- ・ 引きしろのノッチ数（カチカチ音）は各自動車メーカーの取扱説明書を参照する。

### ⑧ ウインド・ウォッシャの液量・噴射状態

- ・ ウォッシャ液があるにもかかわらず噴射しない時は、ウォッシャ・ノズルの穴を細い針で清掃し、詰まりを取り除く。
- ・ ウォッシャ・タンク内が空のまま作動させるとモーターが破損する恐れがある。

## 4. 定期点検の管理

使用者は、日常点検のほか、日常点検で点検する箇所よりもより細かな箇所について、定期的に自動車を点検することが定められています。

このような点検を「定期点検」といいます。

定期点検は、自動車の区分によって定期点検の実施時期や自動車検査証の有効期間が異なるので、整備管理者は、定期点検整備計画（実施）表等を作成し、計画的に定期点検が実施できるよう適切な管理を行うことが必要です。実施した時には、その旨を記入し、実施状況を把握するようにします。

定期点検は、技術上の基準（定期点検基準）により実施することとされています。

|         |    | 4月  | 5月  | 6月 | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月 | 3月  | 備考 |
|---------|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|
| 〇〇あ1234 | 予定 |     |     | ○8 |     |     | ◎10 |     |     | ○6  |     |    | ○11 |    |
|         | 実績 |     |     |    |     |     | 10日 |     |     |     |     |    |     |    |
| 〇〇あ1235 | 予定 |     | ○10 |    |     | ○25 |     |     | ○20 |     |     | ○3 |     |    |
|         | 実績 |     | 12日 |    |     | 25日 |     |     |     |     |     |    |     |    |
| 〇〇あ1236 | 予定 | ○17 |     |    | ◎12 |     |     | ○20 |     |     | ○19 |    |     |    |
|         | 実績 | 17日 |     |    | 15日 |     |     | 18日 |     |     |     |    |     |    |
| ...     | 予定 |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |    |     |    |
|         | 実績 |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |    |     |    |

記入要領：3月ごとの定期点検「○」 12月ごとの定期点検「◎」

定期点検整備の実施のほか、

- ・ タイヤのローテーション
- ・ 冷却水の交換
- ・ ブレーキ・オイルの交換
- ・ エンジン・オイル及びオイル・フィルタの交換
- ・ エア・クリーナ・エレメントの清掃あるいは交換
- ・ その他必要な箇所の点検整備等

についても計画的に実施することが望めます。

## 点検整備記録簿

自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について点検又は整備をしたときは、次に掲げる事項を記録し、自動車の区分によって定められた期間保存しなければなりません。

- ・ 自動車登録番号
- ・ 車台番号
- ・ 点検の年月日
- ・ 点検の結果
- ・ 整備の概要
- ・ 整備を完了した年月日
- ・ 点検又は分解整備時の総走行距離
- ・ 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所

根拠条文（車両法第49条）  
（点検基準第4条）

※ 点検整備記録簿は、自動車検査証とともに自動車に備え置くこととされているため、営業所でも把握できるように点検整備記録簿の写し（コピー）を保管してください。

## 定期点検と分解整備

定期点検は点検基準にそって点検をしますが、このなかで分解をしなければ点検できない箇所や、点検の結果分解しなければ整備ができないという箇所があります。

分解整備については、道路運送車両法施行規則第3条に規定されています。

第3条 法第49条第2項の分解整備とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (2) 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (3) 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く。）の整備又は改造
- (4) かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (5) 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (6) 緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (7) けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カブラを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造

自動車車検証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

| 対象車種         | 点検区分等        | 定期点検の間隔                  |                          |                          |                     |                     | 検査証の有効期間            |                              | 備考<br>(主な車種等)                |
|--------------|--------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------------------|------------------------------|
|              |              | 3<br>カ<br>月<br>(別表<br>3) | 3<br>カ<br>月<br>(別表<br>4) | 6<br>カ<br>月<br>(別表<br>5) | 1<br>年<br>(別表<br>6) | 1<br>年<br>(別表<br>7) | 初<br>回              | 2<br>回<br>目<br>以<br>降        |                              |
|              |              |                          |                          |                          |                     |                     |                     |                              |                              |
| 運送事業用        | 旅客           | 普通・小型                    | ○                        |                          |                     |                     |                     | 1年 ←                         | バス、タクシー、ハイヤー                 |
|              |              | 軽                        | ○                        |                          |                     |                     |                     | 2年 ←                         | 福祉タクシー                       |
|              | 貨物           | GVW8トン以上                 | ○                        |                          |                     |                     |                     | 1年 ←                         | 貨物運送事業者のトラック(三輪を含む)          |
|              |              | GVW8トン以上トレーラ             |                          | ○                        |                     |                     |                     | 1年 ←                         |                              |
|              |              | GVW8トン未満                 | ○                        |                          |                     |                     |                     | 2年 1年                        |                              |
|              |              | GVW8トン未満トレーラ             |                          | ○                        |                     |                     |                     | 2年 1年                        |                              |
|              |              | 軽                        |                          |                          |                     | ●                   |                     | 2年 ←                         |                              |
|              | 二輪           |                          |                          |                          |                     | ●                   |                     | 3年 2年                        |                              |
|              | 霊柩           | 通常タイプ                    | ○                        |                          |                     |                     |                     | 2年 ←                         | 霊柩車                          |
|              |              | 定員11名以上                  | ○                        |                          |                     |                     |                     | 1年 ←                         | 霊柩車バス形状                      |
| レンタカー        | 貨物           | GVW8トン以上                 | ○                        |                          |                     |                     |                     | 1年 ←                         | トラック(三輪を含む)                  |
|              |              | GVW8トン以上トレーラ             |                          | ○                        |                     |                     |                     | 1年 ←                         |                              |
|              |              | GVW8トン未満                 | ○                        |                          |                     |                     |                     | 2年 1年                        |                              |
|              | GVW8トン未満トレーラ |                          | ○                        |                          |                     |                     | 2年 1年               |                              |                              |
|              | 軽            |                          |                          | ○                        |                     |                     | 2年 ←                |                              |                              |
|              | 定員11名以上      | ○                        |                          |                          |                     |                     | 1年 ←                | マイクロバス                       |                              |
|              | 幼児専用車        | ○                        |                          |                          |                     |                     | 1年 ←                | 園児送迎車                        |                              |
|              | 乗用           | 普通・小型                    |                          |                          | ○                   |                     |                     | 2年 1年                        | マイカー型                        |
|              |              | 軽                        |                          |                          | ○                   |                     |                     | 2年 ←                         |                              |
|              | 二輪           | 三輪                       | ○                        |                          |                     |                     |                     | 2年 1年                        |                              |
| 小型           |              |                          |                          | ○                        |                     |                     | 2年 1年               | 250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)       |                              |
| 特種           | 検査対象外軽自動車    |                          |                          | ○                        |                     |                     |                     | 無 ←                          | 126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む) |
|              |              |                          |                          |                          | ○                   |                     |                     |                              |                              |
|              | 貨物           | 普通・小型                    | ○                        |                          |                     |                     |                     | 2年 1年                        | キャンピング車                      |
|              |              | GVW8トン以上                 | ○                        |                          |                     |                     |                     | 1年 ←                         |                              |
|              |              | GVW8トン以上トレーラ             |                          | ○                        |                     |                     |                     | 1年 ←                         |                              |
|              |              | GVW8トン未満                 | ○                        |                          |                     |                     |                     | 2年 1年                        |                              |
|              | GVW8トン未満トレーラ |                          | ○                        |                          |                     |                     | 2年 1年               |                              |                              |
|              | 軽            |                          |                          | ○                        |                     |                     | 2年 ←                |                              |                              |
|              | 大特           | GVW8トン以上                 | ○                        |                          |                     |                     |                     | 2年 1年                        | ホイール・クレーン                    |
|              |              | GVW8トン未満                 | ○                        |                          |                     |                     |                     | 2年 1年                        |                              |
| GVW8トン以上     |              | ○                        |                          |                          |                     |                     | 1年 ←                | フォーク・リフト                     |                              |
| GVW8トン以上トレーラ |              |                          | ○                        |                          |                     |                     | 1年 ←                |                              |                              |
| GVW8トン未満     | ○            |                          |                          |                          |                     | 2年 1年               | ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ |                              |                              |
| GVW8トン未満トレーラ |              | ○                        |                          |                          |                     | 2年 1年               |                     |                              |                              |
| 自家用自動車       | 検査対象外軽自動車    |                          | ○                        |                          |                     |                     |                     | 無 ←                          | そり付き、カタピラ付軽自動車               |
|              |              |                          | ○                        |                          |                     |                     |                     | 1年 ←                         |                              |
|              | 貨物           | GVW8トン以上                 | ○                        |                          |                     |                     |                     | 1年 ←                         | トラック(三輪を含む)                  |
|              |              | GVW8トン以上トレーラ             |                          | ○                        |                     |                     |                     | 1年 ←                         |                              |
|              |              | GVW8トン未満                 |                          |                          | ○                   |                     |                     | 2年 1年                        |                              |
|              |              | GVW8トン未満トレーラ             |                          |                          | ○                   |                     |                     | 2年 1年                        |                              |
|              | 軽            |                          |                          |                          | ●                   |                     | 2年 ←                |                              |                              |
|              | 定員11名以上      | ○                        |                          |                          |                     |                     | 1年 ←                | マイクロバス                       |                              |
|              | 幼児専用車        |                          |                          | ○                        |                     |                     | 1年 ←                | 園児送迎車                        |                              |
|              | 乗用           | 普通・小型                    |                          |                          |                     | ●                   |                     | 3年 2年                        | 一般の乗用車(マイカー)                 |
| 軽            |              |                          |                          |                          | ●                   |                     | 3年 2年               |                              |                              |
| 二輪           | 三輪           |                          |                          | ○                        |                     |                     | 2年 ←                |                              |                              |
|              | 小型           |                          |                          |                          |                     | ●                   | 3年 2年               | 250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)       |                              |
| 特種           | 検査対象外軽自動車    |                          |                          |                          |                     | ●                   | 無 ←                 | 126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む) |                              |
|              |              |                          |                          |                          |                     |                     |                     |                              |                              |
|              | 貨物           | 普通・小型                    | ○8t以上                    |                          | ○8t未満               |                     |                     | 2年 ←                         | キャンピング車、教習車(乗用)、消防車          |
|              |              | GVW8トン以上                 | ○                        |                          |                     |                     |                     | 1年 ←                         |                              |
|              |              | GVW8トン以上トレーラ             |                          | ○                        |                     |                     |                     | 1年 ←                         |                              |
|              |              | GVW8トン未満                 |                          |                          | ○                   |                     |                     | 2年 1年                        |                              |
|              | GVW8トン未満トレーラ |                          |                          | ○                        |                     |                     | 2年 1年               |                              |                              |
|              | 軽            |                          |                          |                          | ●                   |                     | 2年 ←                |                              |                              |
|              | 大特           | GVW8トン以上                 | ○                        |                          |                     |                     |                     | 2年 ←                         | ホイール・クレーン                    |
|              |              | GVW8トン未満                 |                          |                          | ○                   |                     |                     | 2年 ←                         |                              |
| GVW8トン以上     |              | ○                        |                          |                          |                     |                     | 1年 ←                | フォーク・リフト                     |                              |
| GVW8トン以上トレーラ |              |                          | ○                        |                          |                     |                     | 1年 ←                |                              |                              |
| GVW8トン未満     |              |                          | ○                        |                          |                     | 2年 1年               | ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ |                              |                              |
| GVW8トン未満トレーラ |              |                          | ○                        |                          |                     | 2年 1年               |                     |                              |                              |
| 検査対象外軽自動車    |              |                          | ○                        |                          |                     | 無 ←                 | そり付き、カタピラ付軽自動車      |                              |                              |

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印:2年 ○印:1年  
 2. GVW:車両総重量

### Ⅲ. 車両管理上必要な関係法令

#### 1. 車両法の目的・体系

##### 車両法の目的

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

#### 2. 車両管理上必要な法令等

##### ①車両法関係

|        | 車両法                          | 省令                          | 関係告示・通達   |
|--------|------------------------------|-----------------------------|---|
| 登録関係   | 第2条（定義）                      | 施行規則第1条（原動機付自転車の範囲及び種別）     |   |
|        | 第3条（自動車の種別）                  | 施行規則第2条（自動車の種別）別表第1         |   |
|        | 第11条（自動車登録番号標の封印等）           | 施行規則第7条（自動車登録番号標の取付け位置）     |   |
|        |                              | 施行規則第8条（封印）                 |   |
|        |                              | 登録規則第13条（自動車登録番号）別表第1、第2、第3 |   |
|        | 第12条（変更登録）                   | 登録令第40条（変更登録）               |   |
|        | 第13条（移転登録）                   |                             |   |
|        | 第14条（自動車登録番号の変更）             |                             |   |
|        | 第19条（自動車登録番号標等の表示の義務）        | 施行規則第8条の2（自動車登録番号標等の表示）     |   |
|        | 第28条の3（封印取り付けの委託）            | 施行規則第13条（封印取付受託者の要件）        |   |
|        | 第29条（車台番号等の打刻）               | 施行規則第27条（打刻の届出）             |   |
|        |                              | 施行規則第30条（国土交通大臣の指定）         | S36.11.25 自車第880号「自動車検査業務等実施要領」（第2章 職権による打刻等）       |
|        | 第32条（職権による打刻等）               |                             |   |
|        | 第34条（臨時運行の許可）                | 施行規則第20条（臨時運行の許可）           |   |
| 保安基準関係 | 第35条（許可基準等）                  | 施行規則第23条（臨時運行許可証の表示）        |   |
|        | 第36条（臨時運行許可番号表示等の義務）         | 施行規則第26条の2（許可基準）            |   |
|        | 第36条の2（回送運行の許可）              | 施行規則第36条の2（検査対象自動車の車両番号）    |   |
|        | 第40条（自動車の構造）                 | 保安基準第2章                     | S36.11.25 自車第880号「自動車検査業務等実施要領」他通達（検査関係参照）          |
|        | 第41条（自動車の装置）                 |                             |   |
|        | 第42条（乗車定員又は最大積載量）            |                             |   |
|        | 第43条（自動車の保安上の技術基準についての制限の附加） |                             |   |
|        | 第44条（原動機付自転車の構造及び装置）         | 保安基準第3章                     |   |
|        | 第45条（軽車両の構造及び装置）             | 保安基準第4章                     |   |
|        | 第46条（保安基準の原則）                |                             |   |
| 点検整備関係 | 第47条（使用者の点検及び整備の義務）          |                             | H7.3.27 自技第44号・自整第60号「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」    |
|        | 第47条の2（日常点検整備）               | 点検基準第1条（日常点検基準）別表第1、第2      | 平成19年国土交通省告示第317号「自動車の点検及び整備に関する手引」                 |
|        | 第48条（定期点検整備）                 | 点検基準第2条（定期点検基準）別表第3～第7      | S63.11.16 北北整第274号「液化石油ガス（LP ガス）を燃料とする自動車の構造基準について」 |
|        | 第49条（点検整備記録簿）                | 施行規則第3条（分解整備の定義）            |   |
|        |                              | 施行規則第39条（点検整備記録簿の掲示）        |   |
|        | 点検基準第4条（点検整備記録簿の記載事項等）       |                             |   |

|                             |                               |   |  |
|-----------------------------|-------------------------------|---|--|
| 点検整備関係                      | 第50条（整備管理者）                   | 施行規則第31条の3（整備管理者の選任）                        |  |
|                             |                               | 施行規則第31条の4（整備管理者の資格要件）                      |  |
|                             |                               | 施行規則第32条（整備管理者の権限等）                         |  |
|                             | 第51条（選任届）                     | 施行規則第33条（整備管理者の選任届）                         |  |
|                             | 第53条（解任命令）                    |   |  |
|                             | 第54条（整備命令等）                   | 施行規則第52条（自動車検査証の提示の命令）                      |  |
|                             | 第54条の2                        | 点検基準第5条（点検等の勧告に係る基準）                        |  |
|                             | 第55条（自動車整備士の技能検定）             | 検定規則第2条（自動車整備士の種類）                          |  |
|                             |                               | 検定規則第3条（技能検定の種類）                            |  |
|                             |                               | 検定規則第17条～第19条（1級～3級の受験資格）                   |  |
| 第56条（自動車車庫に関する勧告）           | 点検基準第6条（自動車車庫の基準）             |   |  |
| 第57条（自動車の点検及び整備に関する手引）      |                               | 平成19年国土交通省告示第317号「自動車の点検及び整備に関する手引」         |  |
| 第57条の2（自動車の点検及び整備に関する情報の提供） | 点検基準第7条（自動車の点検及び整備に関する情報）     |   |  |
| 検査関係                        | 第58条（自動車の検査及び自動車検査証）          | 施行規則第35条の2（検査対象外軽自動車）                       |  |
|                             |                               | 施行規則第35条の3（自動車検査証の記載事項）                     |  |
|                             | 第58条の2（検査の実施の方法）              | 施行規則第35条の4（検査の実施の方法）別表第2                    |  |
|                             | 第59条（新規検査）                    |   | S38.10.7 自車第810号「自動車納税証明書等の取扱いについて」                          |
|                             | 第61条（自動車検査証の有効期間）             | 施行規則第37条（法第61条第1項及び第2項第1号の国土交通省令で定める自家用自動車） | S36.11.25 自車第880号「自動車検査業務等の実施要領」                             |
|                             |                               | 施行規則第44条（自動車検査証等の有効期間の起算日）                  |  |
|                             | 第62条（継続検査）                    | 施行規則第39条（点検整備記録簿の掲示）                        | H7.11.16 自技第234号・自整第262号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時における取扱いについて」   |
|                             |                               |   | H7.11.16 自技第235号「上記の細部取扱いについて」                               |
|                             | 第66条（自動車検査証の備付け等）             | 施行規則第37条の3（検査標章）                            |  |
|                             |                               | 施行規則第37条の4（保安基準適合標章の表示）                     |  |
|                             | 第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査） | 施行規則第38条（自動車検査証の記入の申請等）                     | S50.11.5 自車第747号 H元.2.10 地技第23号 H8.9.30 自技第159号「軽自動車の改造について」 |
|                             | 第69条（自動車検査証の返納等）              | 施行規則第39条の2（限定自動車検査証の返納）                     |  |
|                             |                               | 施行規則第40条（自動車検査証保管証明書の交付等）                   |  |
|                             | 第70条（再交付）                     | 施行規則第41条の2（検査標章の再交付）                        |  |
|                             | 第71条の2（限定自動車検査証等）             | 施行規則第43条の2（構造等に関する事項）                       |  |
|                             | 第73条（車両番号標の表示の義務等）            | 施行規則第43条の7（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示位置）   |  |
|                             | 第74条の3（軽自動車検査協会の検査等）          | 施行規則第46条（軽自動車検査協会の事務所の管轄区域）                 |  |
|                             | 第75条（自動車の指定）                  |   |  |
|                             | 第94条の5（保安基準適合証等）              |   |  |
|                             | 第94条の5の2（限定保安基準適合証）           |   |  |
| 第97条の2（自動車税、軽自動車税）          |                               |   |  |
| 第98条（不正使用等の禁止）              |                               |   |  |
| その他                         | 第99条の2（不正改造等の禁止）              |   |  |
|                             | 第100条（届出）                     | 事故報告規則                                      |  |

②その他法令

|                 | 道路運送法                  | 省令                          | 関係告示・通達 |
|-----------------|------------------------|-----------------------------|---------|
| 車両関係            | 第22条（輸送の安全性の向上）        |                             |         |
|                 | 第27条（輸送の安全等）           | 運輸規則第45条（点検整備等）             |         |
|                 |                        | 運輸規則第46条（整備管理者の研修）          |         |
|                 |                        | 運輸規則第47条（点検施設等）             |         |
|                 | 第29条（事故の報告）            | 事故報告規則                      |         |
|                 | 第35条（事業の管理の受委託）        | 運送法施行規則第21条（事業の管理の受委託の許可申請） |         |
|                 | 第79条の10（事故の報告）         | 事故報告規則                      |         |
|                 | 第94条（報告、検査及び調査）        | 旅客自動車運送事業等報告規則              |         |
|                 | 貨物自動車運送事業報告規則          |                             |         |
| 第95条（自動車に関する表示） | 運送法施行規則第65条（自動車に関する表示） |                             |         |

|                   | 貨物自動車運送事業法               | 省令                  | 関係告示・通達 |
|-------------------|--------------------------|---------------------|---------|
| 車両関係              | 第15条（輸送の安全性の向上）          |                     |         |
|                   | 第17条（輸送の安全）              | 安全規則第13条（点検整備）      |         |
|                   |                          | 安全規則第14条（点検等のための施設） |         |
|                   |                          | 安全規則第15条（整備管理者の研修）  |         |
|                   | 第24条（事故の報告）              | 事故報告規則              |         |
|                   | 第29条（輸送の安全に関する業務の管理の受委託） |                     |         |
| 第60条（報告の徴収及び立入検査） | 貨物自動車運送事業報告規則            |                     |         |

|      | 道路交通法               | 省令 | 関係告示・通達   |
|------|---------------------|----|---|
| 車両関係 | 第62条（整備不良車両の運転の禁止）  |    | S35.12.19 自車第975号・警察庁丙交発第51号「故障車両の整備確認の手続等に関する命令の運用等について」 |
|      | 第63条（車両の検査等）        |    |   |
|      | 第63条の2（運行記録計による記録等） |    |   |

- ※ 施行規則：道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）  
 登録令：自動車登録令（昭和26年政令第256号）  
 登録規則：自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）  
 保安基準：道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸章令第67号）  
 点検基準：自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）  
 検定規則：自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）  
 事故報告規則：自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）  
 運送法施行規則：道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）  
 運輸規則：旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）  
 安全規則：貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）



## IV. 車両管理の内容

### 1. 車両管理の義務及び目的

自動車の使用者は、経済的な運用、車両欠陥による事故防止、整備不良に伴う排出ガス・騒音等の公害防止等のためにも車両を管理することが必要です。

これら自動車の保安確保、公害防止対策としての整備管理と経済的な運用をするための使用管理を合理的に行うことを車両管理といいます。

### 2. 車両管理の内容と実務

#### ① 燃費の管理

- ・ エアクリーナの清掃、エンジンオイルの汚れ、油量等、燃費悪化防止のための点検整備。
- ・ 無駄なアイドリングの停止、経済速度での走行、急発進・急加速をさせない等のエコドライブテクニックを運転者に指導。

#### ② 油脂の管理

- ・ オイルは使用目的に応じたものを選定。

#### ③ タイヤの管理

- ・ 選定基準、使用基準を定めて適切に行うこと。特に、当該自動車に使用できるタイヤのサイズ、空気圧、摩耗限度等を把握しておくこと。

| 物質名             | 性質   | 主な発生源  | 人体への影響  |
|-----------------|--|--|---|
| CO              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無色、無臭の気体</li> <li>・ 水に溶けにくい</li> <li>・ 空気に対する比重</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車（とくにアイドリング時に多く排出される。）</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血液中のヘモグロビンと結合して一酸化炭素ヘモグロビン（CO-Hb）となる。</li> <li>・ CO-Hb濃度が20%で頭痛、目まいがし、60%以上で意識喪失、放置すれば死亡。</li> </ul>               |
| HC              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炭素（C）と水素（H）だけからなる有機化合物の総称</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車及び各種燃料施設</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濃度が高くなると粘膜を刺激し、組織を破壊する。</li> <li>・ 活性炭素水素（オレフィン系、芳香族系）はNOxと反応し光化学スモッグの原因となる。</li> </ul>                            |
| NOx             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出ガス中のNOxの大部分はNOとNO<sub>2</sub>である</li> <li>・ NOは除々に酸化されてNO<sub>2</sub>となる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車、化学工場から発生するガス及び各種燃料施設</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NOはヘモグロビンと結合しやすく、酸素欠乏症、中核神経機能の減退を生ずる。</li> <li>・ NO<sub>2</sub>は鼻、のどを刺激し、濃度が高くなれば死亡。いずれも光化学スモッグの主原因である。</li> </ul> |
| SO <sub>2</sub> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無色、刺激性のある気体</li> <li>・ 水に溶けやすい</li> <li>・ 空気に対する比重 2.264</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場の排煙、ビルの暖房など石炭、石油の燃焼によって生ずる</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6～12ppmで目、のどに急激な刺激。</li> <li>・ 高濃度になるとけいれん性のせき、気管支炎などを起こす。</li> </ul>  |
| オキシダント          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大部分はO<sub>3</sub>（オゾン）</li> <li>・ O<sub>3</sub>は無色の生臭い気体で空気に対する比重 1.72</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NOxと活性HCが光化学変化をうけて発生する</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.15ppmで目、のどを刺激、4ppmで頭痛などをひき起こし、10ppm以上で、小動物は死に至る。</li> </ul>  |
| 浮遊微粒子           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無機化合物、植物性有機物、バクテリアなどの混合物</li> <li>・ 凝集しやすく、空気中で帯電して物体に吸着しやすい</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種燃料施設</li> <li>・ 廃塵作業</li> <li>・ 自動車（ディーゼル黒煙）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ じん肺や粘膜疾患など主として呼吸器系統を侵す。</li> </ul>   |
| Pb              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酸素、ハロゲン、硫黄などと化合しやすい</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車</li> <li>・ 塗料、印刷工場などの排出ガス</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常でも平均0.3mg/日を飲食物から体内に入れているが多量（6～10mg/日）に摂ると危険。</li> <li>・ 鉛中毒は消化器系の障害からはじまり、筋肉、神経、脳の障害を起こす。</li> </ul>            |

## V. 運転者等に対する指導教育

### ・ 指導教育を実施するための留意点等

運転者等に対する指導教育は、整備管理者が実務や知識を熟知し、その場限りではなくしっかりと社内体制を築いて行うことが重要です。主な教育事項としては、

- ・ 自動車の構造装置（制動装置、走行装置、原動機、燃料系統、冷却系統 など）
- ・ 日常点検等点検整備の方法（日常点検の必要性、留意点、効率の良い方法 など）

が挙げられます。

また、指導教育を効果的に行うためには、業務の内容を踏まえ、「事故発生傾向」及び「実技教育の方法」等、それぞれの使用者の立場で検討し、実施する必要があります。

# VI. 自動車事故に係る報告

## ・車両故障に起因する自動車事故報告について

自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者並びに整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者等は、その使用する自動車について自動車事故報告規則第2条に規定する事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に自動車事故報告書3通（車両故障の場合は車両故障事故報告書添付票を添付）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならないこととされています。

根拠法令（自動車事故報告規則 昭和26年運輸省令第104号）

### 自動車事故報告規則

第2条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- (1) 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの
- (2) ～ (10) 省略
- (11) 自動車の装置（車両法第41条各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの
- (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- (13) ～ (15) 省略

### 車両故障事故における報告

車両故障により自動車が運行できなくなった場合には、事故の再発防止のためにその事故内容をよく調査しなければなりません。そして、その原因が自動車を製作する段階においての問題であった場合は、自動車製作者に対して同型車についての再点検を求め、また、その原因が日常点検等で発見できるものや、整備上の不手際であったなどの場合は自動車使用者や自動車整備事業者に対して日常点検や定期点検整備等の際、当該箇所には十分注意して点検を行うよう指示するということになります。

このため、車両故障に起因する事故の場合は、通常事故報告書の他に別表3「車両故障事故報告書添付票」を添付して報告することになっています。

自動車事故報告書 (Form 1) の概要: 事故発生日時、発生場所、当事者名、事故原因、被害状況などを記載するためのフォーマット。表形式で構成され、各項目に記入欄が設けられている。

自動車事故報告書

自動車事故報告書 (Form 2) の概要: 事故の発生状況、被害状況、当事者名、事故原因などを詳細に記入するためのフォーマット。表形式で構成され、各項目に記入欄が設けられている。

車両故障事故報告書添付票 (Form 3) の概要: 車両故障事故に際しては、この添付票を事故報告書と一緒に提出する必要がある。故障の発生状況、修理内容、修理場所などを記載するためのフォーマット。

車両故障事故報告書添付票

※車両法第41条の装置

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1) 原動機及び動力伝達装置    | 12) ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置       |
| 2) 車輪及び車軸、その他走行装置 | 13) 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器 |
| 3) 操縦装置           | 14) 警音器その他の警報装置                     |
| 4) 制動装置           | 15) 方向指示器その他の指示装置                   |
| 5) ばねその他の緩衝装置     | 16) 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置           |
| 6) 燃料装置及び電気装置     | 17) 速度計、走行距離計その他の計器                 |
| 7) 車枠及び車体         | 18) 消火器その他の防火装置                     |
| 8) 連結装置           | 19) 内圧容器及びその附属装置                    |
| 9) 乗車装置及び物品積載装置   | 20) 運行記録計及び速度表示装置                   |
| 10) 前面ガラスその他の窓ガラス |                                     |
| 11) 消音器その他の騒音防止装置 |                                     |

中部運輸局及び管内運輸支局 所在地・電話・FAX番号

| 管内各運輸支局等の名称及び所在地                                 | 郵便番号      | 部署名       | 電話番号         | FAX番号        |
|--|-----------|-----------|--------------|--------------|
| 中部運輸局自動車技術安全部<br>名古屋市中区三の丸2-2-1<br>名古屋合同庁舎第1号館9階 | 〒460-8528 | 保安・環境課    | 052-952-8044 | 052-961-0664 |
| 愛知運輸支局<br>名古屋市中川区北江町1-1-2                        | 〒454-8558 | 輸送（旅客）    | 052-351-5312 | 052-369-2997 |
|  |           | 輸送（貨物）    | 052-351-5313 |              |
|  |           | 整備（保安）    | 052-351-5382 |              |
|  |           | 整備        | 052-351-5314 | 052-351-5318 |
| 静岡運輸支局<br>静岡市駿河区国吉田2-4-25                        | 〒422-8004 | 輸送        | 054-261-1191 | 054-262-4179 |
|  |           | 整備        | 054-261-7622 | 054-262-4345 |
| 岐阜運輸支局<br>岐阜市日置江2648-1                           | 〒501-6133 | 輸送        | 058-279-3714 | 058-270-1061 |
|  |           | 整備        | 058-279-3715 | 058-270-1065 |
| 三重運輸支局<br>津市雲出長常町字六ノ割1190-9                      | 〒514-0303 | 輸送・整備（保安） | 059-234-8411 | 059-238-1281 |
|  |           | 整備        | 059-234-8412 | 059-238-1302 |
| 福井運輸支局<br>福井市西谷1-1402                            | 〒918-8023 | 輸送        | 0776-34-1602 | 0776-34-2028 |
|  |           | 整備        | 0776-34-1603 | 0776-34-2221 |

| 自動車技術総合機構の名称及び所在地        | 郵便番号      | 部署名 | 電話番号         | FAX番号        |
|--------------------------|-----------|-----|--------------|--------------|
| 中部検査部<br>名古屋市中川区北江町1-1-2 | 〒454-0851 | 検査課 | 052-351-6228 | 052-351-5447 |